3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月三十日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県名西郡神山町上分字大中尾九七、一九五、一九六、字石本七五、七七、七八、七八の二、一〇〇から一〇二まで、一〇四、一〇四の二、二〇七、字府殿一一六の四、一二五の一、五三三、五三五の一、五三六、五三七の二、五三八の一、五四二から五四四まで、五四八の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大中尾九七、一九五、一九六、字石本七五、七七・七八の二・一〇〇から一〇二まで（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇四、一〇四の二、二〇七、字府殿一一六の四・一二五の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、五三三、五三五の一、五三六、五三七の二、五三八の一、五四二から五四四まで、五四八の三

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月三十日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県名西郡神山町下分字鍋岩一五一の一、二三五、二三八、三四四の一・三五四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三五六、三六六、五一五、五二九、字栗生野二九九（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字鍋岩一五一の一、二三五（次の図に示す部分に限る。）、二三八、三四四の一、三五四、三五六、三六六、五一五、五二九、字栗生野二九九

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月三十日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県名西郡神山町下分字庄部一八八、一八九、一九五、一九九、二〇〇、二〇一の一から二〇一の三まで、字竹平二〇九、二四一、字拝府二二三の三、二二三の四、二二四の一、二二六から二二八まで、二三〇、二三四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字庄部一八八、一八九、一九五、一九九、二〇〇、二〇一の一から二〇一の三まで、字竹平二〇九（次の図に示す部分に限る。）、二二四の一、二二六、二二七・二二八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二三〇、二三四

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月三十日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県名西郡神山町下分字黒口七八、九六、一〇二、一〇四から一〇六まで、字北西稲原一の一から一の三まで、二、三の二、三の三、三の五、三の六、四の一、四の二、五の一から五の五まで、一六の一から一六の七まで、二五、二六、字西稲原四一七の一、四二三、四二四、字左右山一二七、一六一、一六四、一六五、字拝府六四の二、六六の二、六七、六八、六九の一、七〇、七一の二、一六一、一六二の一、一六二の二、一六三の一から一六三の三まで、一六四から一六六まで、一六七の一、一六七の二、一六八の一、一六八の二、一六九の一から一六九の三まで、一七一から一七三まで、一七九、一八〇の一、一八〇の二、一八六、一八七の二、一八八の一、一八八の二、一八九の一、一八九の二、一九〇、一九一、一九七の二、一九七の三、一九八の一、一九八の二、一九九から二〇二まで、二一五、二一七、二一八の一、字樫谷三一七の二、三一九、上分字金泉四八八、四九八、字大中尾一〇〇の四、一〇〇の六、一〇一の五、字一宇夫二九〇、二九二、二九四、字殿宮二八九、二九四の一、字奥屋敷九一の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字西稲原四一七の一、四二三、四二四、字左右山一二七、一六一、字拝府六四の二、六六の二、六七、六八、六九の一、七〇、七一の二、一八八の一、一八八の二、一九八の一、一九八の二、一九九から二〇二まで、二一五、二一七、二一八の一、字金泉四八八（次の図に示す部分に限る。）、四九八、字大中尾一〇〇の四・一〇〇の六・一〇一の五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字一宇夫二九〇、二九二、二九四（次の図に示す部分に限る。）、字殿宮二八九、二九四の一、字奥屋敷九一の二（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）